

# 地縁による団体（町会）の法人格取得について

## 1. はじめに

町会所有の不動産（土地・建物）については、これまでその登記は、個人名もしくは共有名義でしか登記できませんでした。このため、その財産上の種々のトラブルの原因（代表者や共有名義人の転居、死亡などで構成員でなくなった場合に、名義変更の煩雑さ・相続等の問題が生じる）となり、このトラブルを解決するため、1991年（平成3年）に地方自治法が改正され、町会（地縁による団体）名義で不動産登記ができるようになりました。

## 2. 「地縁による団体」とは何か

地縁による団体（以下「地縁団体」という。）は、「町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（金沢市の場合は、町会が該当します。）」を言い、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体です。

したがって、町会、自治会のように区域に住所を有する個人（自然人）は誰でも構成員となれる団体を言います。

ただし、つぎの団体は除きます。

- ① 青年団や婦人会等のように上記の要件を満たすほかに性別や年齢などの条件が必要な団体
- ② 伝統芸能保存会や生産組合等のように活動の目的が限定的に特定されている団体

## 3. 地縁団体が法人格を得るためには

- (1) 認可の目的は、地縁による団体が法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあります。

※従来は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有」し、地縁団体名義で登記等ができるようにすることが認可の目的でしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となりました。（不動産等を保有する目的がない地縁団体であっても認可の対象となります。）

- (2) 認可申請する場合は、町会の総会で次のことについて承認を得ることが必要です。
  - ① 地縁団体の法人格取得の認可申請すること。
  - ② 法人として必要な規約へ改正する（規約を作る）こと。
- (3) 地縁団体は、市長の認可により法人格を得ることとなり、法務局（登記所）の法人登記は必要ありません。

#### **4. 法人認可の要件について**

##### **(1) 広く地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を目的とすること**

その地縁団体が住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動が長期間行っていると認められること。

※規約に具体的に明記することが必要です。

※「良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動」とは、その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

(特定の活動だけでなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものとして、前述のような一般的な町会活動を意味します。)

##### **(2) 区域が安定的に存在している現況によること**

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- ① 当該地縁団体が、相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ② 当該地縁団体の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できること。

##### **(3) 区域内のすべての個人が構成員になれること**

その区域に住所を有するすべての個人（自然人）は、構成員（議決権有り）となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

区域外の個人および区域内の会社法人等は、賛助会員（議決権無し）として地縁団体に協力（加入）することになります。

##### **(4) 規約を定めていること**

団体が法人として管理運営方法を明確にする規約を定めていること。

#### **5. 認可申請および認可について**

- (1) 地縁団体から市へ認可申請書を提出していただき、審査の結果が適正であれば認可し、認可通知書を交付します。

※認可申請には費用はかかりません。

- (2) 認可を受けた地縁団体は、規約の目的の範囲内で法人として権利能力を有します。